

令和8年3月24日

大阪府議会議長 金城克典様

提出者

大阪府議会議員 角谷庄一 藤村昌隆  
しかた松男

賛成者

大阪府議会議員 橋本ゆうと 中川誠太  
浦本ともえ 上田健二  
大野ちかこ 山本真吾  
前田洋輔 中野剛  
中井もとき

## 第2号意見書案

### 有権者の知る権利を阻害する選挙妨害への対応強化を求める意見書

選挙は、国民主権の根幹を成す民主主義の基盤であり、その自由、公正及び平穩は、何よりも優先して守られなければならない。とりわけ、有権者が候補者の訴えや政策に接し、自らの判断で投票行動を選択するための「知る権利」は、自由で公正な選挙を支える要素である。

しかし、近年の選挙において、候補者の演説等に対し、候補者の訴えを妨げようとする行為が確認されている。

表現の自由は、憲法第21条により最大限尊重されるべき重要な権利であるものの、他者の権利を侵害し、選挙の自由及び公正を破壊する行為までを正当化するものではない。

また、有権者が候補者の訴えに接する機会を奪い、自由な意思形成を妨げる行為は、決して看過されてはならないものである。

有権者の知る権利と、自由で公正な選挙を守るため、表現行為と選挙妨害の線引きを明確にし、有権者及び候補者双方の権利が確実に守られる実効的な対応が、国及び関係機関において速やかに講じられるよう、以下のことを強く要望する。

#### 1 有権者の知る権利の保護

「知る権利」は、自由で公正な選挙を支える要素であることから、公職選挙法等の法令において知る権利の保護について議論を行うこと。

#### 2 表現行為と選挙妨害の区別を明確化する指針の整備

選挙の自由及び公正を確保する観点から、表現行為と選挙妨害の線引きを具体的に整理し、速やかに国として明確な指針を策定すること。

#### 3 整備された指針の着実な運用について

表現の自由を尊重しつつ、候補者及び有権者双方の権利が等しく守られる環境を確保するため、整備された指針を着実に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
内閣官房長官  
国家公安委員会委員長

} 各あて

大阪府議会議長  
金城 克典